

UL 島津ラボラトリー

食品接触材料試験サービス

食品接触材料に関する規制・試験について

食品と接触する材料・製品は、ヒトの健康を高いレベルで保護することを目的に、各国の法規制により規格基準が設けられています。食品パッケージや食器、食品の調理・加工・製造用の機械などが対象となり、これらの材料・製品は各国の要求事項に基づく試験の実施と規格基準への適合が求められます。

UL 島津ラボラトリーでは、食品接触材料試験を受託しております。

食品接触材料・製品の海外展開を計画され、各国の法規制に基づいた規格試験を必要とされるお客様は是非お問い合わせください。

UL 島津ラボラトリーの食品接触材料試験サービス

- 欧州規制 EC No. 1935/2004、EU No. 10/2011 に基づく食品接触材料試験※ ドイツ、フランス、ベルギー、デンマーク、チェコなど、国別の要求事項にも対応します。
- > 北米連邦規則 (FDA: 米国食品医薬品局による規制) に基づく食品接触材料試験
- ▶ 中国 GB 規格に基づく食品接触材料試験上記以外の国、規格について試験をご検討のお客様もお気軽にお問い合わせください。

対象となる主要製品

- 1) 食品と接触することを目的とする材料及び製品
 - 食品用ラップ、錠剤包装紙
 - 弁当箱、水筒
 - 食器、調理器具·設備、台所用品
 - 電気ポット、炊飯器、電気ミキサー、トースタ、ウォーターサーバー
 - 食品加工・製造用機械
- 2) 既に食品と接触している材料及び製品
 - 食品パッケージ
 - PET ボトル
 - 缶詰の缶
- 3) 食品への接触や通常使用において、成分が食品へ移行することを合理的に予測できる材料及び製品
 - テーブル、
 - テーブルクロス、ナプキン





問い合わせ先

ulshimadzu.com

株式会社 UL 島津ラボラトリー 営業技術部

T: 075-803-0789

E-mail:ULShimadzu@ul.com